

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、2の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 三輪 徹 を除斥しました。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書

令和5年度 観光経済局（後期）定期監査（行政監査を含む。）
及び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

観光経済局

スポーツ振興室

イ 指定管理者監査

(ア) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

（総合スポーツ会館、中央体育館、球技スポーツセンター、姫路球場、豊富球場、中島野球場、灘浜野球場、広畑野球場、白浜新開野球場、林田グラウンド、陸上競技場、花北体育館）

(イ) 光栄産業株式会社（広畑トレーニングルーム）

(ウ) 家島坊勢スポーツ&マリライフマネジメント共同事業体

（家島B&G海洋センター、家島運動広場、坊勢スポーツセンター、坊勢運動広場）

(エ) 神姫バスグループ&サンスイミング共同事業体（香寺温水プール）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定

書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和5年11月30日から令和6年2月16日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

(ア) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(総合スポーツ会館、中央体育館、球技スポーツセンター、姫路球場、豊富球場、中島野球場、灘浜野球場、広畑野球場、白浜新開野球場、林田グラウンド、陸上競技場、花北体育館)

令和5年12月13日から令和6年2月16日まで

(イ) 光栄産業株式会社（広畑トレーニングルーム）

令和5年12月20日から令和6年2月16日まで

(ウ) 家島坊勢スポーツ&マリンライフマネジメント共同事業体

(家島B&G海洋センター、家島運動広場、坊勢スポーツセンター、坊勢運動広場)

令和5年12月26日から令和6年2月16日まで

(エ) 神姫バスグループ&サンスイミング共同事業体（香寺温水プール）

令和5年12月15日から令和6年2月16日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 指定管理協定関係事務

家島B&G海洋センターほか3施設の指定管理者が当該施設の管理業務を第三者に委託することについては、仕様書で定める業務について可能であると基本協定書に規定されているが、委託できる業務を仕様書に一切定めずに、指定管理者が管理業務8件を第三者に委託していた。

基本協定書の規定に基づき仕様書に必要項目を加え、適正に管理業務を実施されたい。

(2) 指定管理者監査

ア 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(総合スポーツ会館、中央体育館、球技スポーツセンター、姫路球場、豊富

球場、中島野球場、灘浜野球場、広畑野球場、白浜新開野球場、林田グラウンド、陸上競技場、花北体育館)

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 光栄産業株式会社（広畑トレーニングルーム）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ウ 家島坊勢スポーツ&マリンライフマネジメント共同事業体

（家島B&G海洋センター、家島運動広場、坊勢スポーツセンター、坊勢運動広場）

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(ア) 契約関係事務

指定管理者業務仕様書に第三者に委託できる業務が一切定められていないにもかかわらず、施設の管理業務8件を第三者に委託していた。

基本協定書及び仕様書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。

エ 神姫バスグループ&サンスイミング共同事業体（香寺温水プール）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。